

Nuclear Weapon & Nuclear Test MONITOR

299-300

08/3/15

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

核兵器・核実験モニター

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 ■ NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーンエ1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆 ■ 梅林宏道 編集責任者 ■ 湯浅一郎、田巻一彦 郵便振替口座 ■ 00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座 ■ 横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

宇宙兵器を 中止せよ

2月20日、米国防総省は、制御不能となった偵察衛星を太平洋上の米イージス艦から発射したスタンダード・ミサイル(SM3)で撃墜した。米国は有害物質ヒドラジンを満載したタンクの地上への落下を防ぐためと説明しているが信じがたい。折しも、2月12日、中国とロシアはジュネーブ軍縮会議(CD)に宇宙兵器の配備禁止をうたった新宇宙条約案を共同提案した。条約案には欠陥が多いが本格的な協議を開始する時である。

米国、ミサイル防衛技術で衛星破壊

中ロ、新宇宙条約案を提案

米国、ミサイル防衛技術で衛星破壊

公式発表による事実経過

撃ち落とされた人工衛星は米国家偵察局(NRO)の管理下にある偵察衛星US193/NRO-L-21である。2月14日の米国防総省発表¹によれば、同衛星は、2006年12月に打ち上げられた直後から機能が停止し、08年2月末から3月上旬に大気圏に再突入するすることが予想された。衛星の重量は約1.1トンであり²、その中には直径約1メートルの燃料タンクが含まれ、推進燃料ヒドラジン約450キログラムが満載されたままであった。ヒドラジンが大気圏で燃え尽きずに地上に到達した場合、皮膚や目の接触、摂取、吸引による人体への健康被害が予想された。それを回避するために、燃料タンクを撃墜、破壊して地上への落下を防ぐというのが、国防総省が説明した衛星撃墜の目的であった。

国防総省は、イージス艦ミサイル防衛システムを改造して衛星の迎撃に使う方針であることを当初から明らかにし、3隻にその任務を与えた³。実際、衛星撃墜の計画は、米政府部内で長期にわたって検討されており、ホワイトハウスの意向も強く作用してきたことをうかがわせている⁴。

グリニッジ標準時(GMT)で2月18日、米軍当局は北太平洋の真ん中に位置する幅約1100km、長さ約2200kmの空

域を、GMT2月21日午前2時30分～午前5時の期間、飛行禁止の通告を発した⁵。この時点で、米国は撃墜計画の最終的な技術的細部を決定したことになる。

2月20日(米東部時間)国防総省は、東部時間の同日午後10時26分(GMT、2月21日午前3時26分)大気圏に入る直前のL-21衛星を撃墜することに成功したと発表し

今号の内容

宇宙の兵器化を止めよう

米国「衛星破壊」の狙い / 問題多い中ロ新条約案

<資料> 中ロの新宇宙条約案

報告: 議員フォーラム「北東アジア非核兵器地帯の可能性」

海兵隊グアム移転を追う

(4) 先住民・チャモロの声

【連載】被爆地の一角から(27)

米・イラン対決の理由は何が? 土山秀夫

た⁶。イージス巡洋艦レイク・エリー(CG70)から発射された改造・ミサイル防衛用スタンダード・ミサイル(SM3)の体当たり弾頭(KKV)が、247km上空において衛星に命中した。改造SM3は、イージス駆逐艦ディケイター(DDG73)と同ラッセル(DDG59)にも1発ずつ搭載され、レイク・エリーが失敗した時のために待機していたが、レイク・エリーの1発で目的を達したという。

2月25日、国防総省は破壊された衛星の破片(デブリ)分析の結果を発表した⁷。迎撃ミサイルは、ヒドラジン・タンクを破壊し、「ゼロではないかも知れないが、地球上の人間に対する有毒化学物質の危険を軽減する目的を達成した」という。カリフォルニア州バンデンバーグ空軍基地にある統合宇宙作戦センター(米戦略軍・宇宙JFCC(統合機能部門司令部) 所属) がフットボールより小さい3000個より少ない数のデブリの追跡をしており、このときまでに地上に落下した報告はないと発表された。

周到に準備されたショウのシナリオ

これは、周到に準備された米国発のショウである。

昨年(07年)1月11日に中国が古くなった衛星を地上発射の弾道ミサイルで撃墜したことは記憶に新しい。本紙でも紹介したが⁸、これは人工衛星破壊(ASAT)兵器実験であるとして、米国を初めとして国際的な物議をかもした。したがって、米国は今回の迎撃を、あくまでも人体への危険性の回避のためであり ASAT兵器のスタートではなく、一回限りのイベントであると強調した。そして、中国と違って事前公表をしたこと、高度760kmで迎撃した中国と違い、大半の破片はすぐに大気圏へ再突入し、デブリの他の衛星への影響は少ないことを強調した。

米国はこのように批判を封じながら透明性を演出し、自信たっぷりに最新の軍事技術の水準を誇示したと言えるであろう。今回の迎撃ショウは、一般に与える印象ほど技術的に困難ではない。しかし、軍事的に強力な内外へのメッセージを与えたとともに、国内的な政治的アピール、とりわけミサイル防衛への投資の有効性を示すアピールとなっていることに注目する必要がある。

衛星の迎撃は、ミサイル防衛(MD)が目指す弾道ミサイルの迎撃より技術的に容易である。弾道ミサイルは予測のできない軌道に1回限りの飛行をするが、衛星は長時間にわたって追跡してきた周知の軌道を繰り返し飛行するから迎撃の目標設定がしやすいのである。今回も、最初のSM3が失敗したときの準備をして迎撃体制をとった。しかし、一般に軌道高度が低く軽い衛星ほど高速で飛行している。したがって、中国の衛星撃墜より今回の方が、高速で小さい標的(直径1メートルの燃料タンク) を迎撃したと考えられ、技術的にはより高度な達成を示したと言えるであろう。

米国の真の狙い

住民への被害軽減のためという米国の説明を額面通り受け取る者は少ないであろう。各紙は米国の説明に対する専門家の懐疑的意見を多く伝えた。

まず、危険の可能性という論拠について多くの反論が寄せられた。当の国防総省のジェイムス・カートライト統合

幕僚会議副議長の記者説明(2月14日)においても、ヒドラジンが万一放出されても、その影響は軽いものであり「影響を受ける面積はフットボール競技場2個分に過ぎないと述べている。この面積は衛星軌道の下に置かれる面積の100億分の1に過ぎない⁹。しかも、専門家の一人は、2007年だけでも、9個の衛星を含む42個の大型再突入体が落下しており、その内の一つはヒドラジンを残していたこと、その他に後段ロケット8~12基が再突入しその中には数100kgのヒドラジンが残留していたものがあったことを指摘している¹⁰。つまり、今回だけ大騒ぎする異常さが際立っているのである。スチムソン・センターのマイケル・クレボン所長は、「人類が宇宙開発を初めて以来、人工落下物が人間に危害を加えた先例はない」と述べている¹¹。ちなみにロシアの専門家ユーリ・ザイツェフによれば、50年の歴史において衛星の墜落は数100回に及ぶ¹²。

では、衛星撃墜の真の理由は何であったのだろうか。

憶測としては、偵察衛星に搭載されている新技術を保護するという秘密保護の目的、動力源として原子炉が搭載されていたことを隠蔽する目的などが指摘されている。しかし、地上に落下する可能性が低いことを考えると、たとえそのような理由があったとしても副次的な理由の一つであると考えられる。また、プルトニウム238を用いたRTG(放射性同位元素熱電発電機) 搭載が話題になったが、L-21には搭載されていないという情報があり、また搭載されていたとしても希な例ではないし撃墜の理由としては考えにくい。

このように考えると、今回の念入りな準備された撃墜劇は ASATシステムないしミサイル迎撃システムの技術的確認と内外への誇示、そしてミサイル防衛技術の国内向け説得のためのデモンストレーションというブッシュ政権の政治的目的が、主要な目的であったと考えるのが妥当であろう。

「ミサイル防衛 = 対衛星兵器」を立証

しかし、これは独善的で危険な行為であることは論を待たない。

まず第一に、MD兵器が、ASAT兵器であることを立証したことの国際的な影響は極めて大きい。たとえば、日本政府は「MDは日本の専守防衛政策にふさわしい」と強調してきたが、それが通用しなくなった。私たちは、兵器に「専守防衛」兵器などありえない、兵器が置かれる環境によってどちらにもなると反論してきたが、そのことが具体的に証明された。

ロシア、中国は当然にも米国の衛星撃墜を非難したが¹³、同時に自分たちも同様の行動をとる権利を手にしたと考えるであろう。両国は、ジュネーブ軍縮会議(CD)において、「宇宙空間における軍備競争の防止(PAROS)」を繰り返し主張してきたが、それに対して米国は「軍備競争など存在しない」とつぶいしてきた。今回の米国の行動は、そのような状況を変える分水嶺となる可能性がある。

皮肉なことに、米国が今回の計画を発表する2日前に、中国とロシアは宇宙への兵器の配備を禁止する新たな条約案をCDに共同提案したばかりであった。米国の行動が、条約案についての真剣な討議を国際社会に促す契機となるよう、市民の声を強めなければならない。(梅林宏道、湯浅一郎)

注

- 1 米国防総省報道発表、2008年2月14日。
- 2 メディア報道では2 トン(=5000ポンド)という報道もあるが、国防総省の数字を採用した。また、報道によればL-21は1日に地球を16回回る(「ニューヨーク・タイムズ」08年2月16日)
- 3 注1と同じ。
- 4 「ニューヨーク・タイムズ」08年2月14日。「ワシントン・ポスト」08年2月15日。
- 5 www.theregister.co.uk/2008/02/19/sat_shoot_notam_airspace_warning_declared/
- 6 米国防総省報道発表、2008年2月20日。

- 7 米国防総省報道発表、2008年2月25日。
- 8 本誌273号(2007年2月1日)、274号(2007年2月15日)
- 9 <http://blog.wired.com/defense/2008/02/fishy-rationale.html>
- 10 同上。
- 11 マイケル・クレボン、08年2月14日。
www.stimson.org/pub.cfm?ID=568
- 12 ユーリ・ザイツェフ、UPI通信、2007年2月22日。
- 13 「ガーディアン」08年2月21日。
www.guardian.co.uk/science/2008/feb/21/spaceexploration.usa/

中ロ、新宇宙条約案を提案

2月12日、ジュネーブで開かれている軍縮会議(以下CD)において、ロシアと中国は、あらゆる種類の宇宙兵器の配備禁止と、宇宙空間の物体に対する武力による威嚇または行使を禁止する新たな宇宙条約案を共同提案した。その主要部分を4ページに訳出した。2002年6月に、ほぼ同様の名を持った作業文書が中国、ロシアを始めとした8ヶ国から共同提案されていた¹。

新条約案は、1967年の宇宙条約の欠陥をカバーする意図をもっている。すなわち、1967年の宇宙条約は、核兵器や他の大量破壊兵器を運ぶ物体を地球を回る軌道に乗せたり、天体に設置したり、宇宙空間に配置したりすることを禁止しているが、衛星攻撃のためのASAT兵器や大量破壊兵器ではない兵器の宇宙配備は禁止していない。これは代表的な一例にすぎないが、新条約はこのような欠陥を補おうとしている。

新条約案の問題点

新条約案は14条から構成される。新条約を現代に有効な条約とするためには、前文に謳われている「宇宙空間が軍事的対決の場となることを阻止し、宇宙空間の安全及び宇宙空間の物体の安全な運転を確保していくことに関心を持ち」という精神をいかに体現するかが問題となる。その観点から、新条約案には多くの問題点が含まれていることを指摘しなければならない。

- 1 もっとも大きな問題点は、宇宙空間の物体を攻撃する兵器の地上における配備を禁止していないことであろう。最近の中国や米国が行った地球上から衛星を撃墜するようなASAT兵器の設置の禁止を、新条約は明文化すべきである。条約第2条には、「宇宙空間の物体に対して武力による威嚇や行使の手段をとらない」と規定されているが、これでは不十分である。
- 2 2)の条約は、宇宙兵器の使用や宇宙での武力行使を禁止しているだけで、宇宙兵器の開発や実験は禁止していない。したがって、宇宙の軍備競争を防止するのに有効な段階における禁止条項が含まれていないことになる。
- 3)宇宙配備が禁止される兵器の定義があいまいである。

第1条において用語の定義を行っているが、その中で「宇宙空間の兵器」が次のように定義されている。つまり、宇宙空間の物体の破壊や損傷を目的として「特別に製造あるいは改造されたもの」と表現しているのである。この定義では、配備した多目的の装置の一つの目的が「破壊や損傷」である場合、禁止の対象にならない可能性がある。

4 2)のことも関係するが、禁止対象となる装置の多くは、いわゆる「汎用(dual-use)」か、それを装うことができる。したがって、条約において検証問題が重要な位置を占めなければならないであろう。にもかかわらず、条約案は検証問題を議定書に委ねる(第6条)のみで、正面から向き合っていない。

5 新条約案は、第1条において「宇宙空間の物体」や兵器の宇宙空間への「配置」を定義するとき、大陸間弾道ミサイル(ICBM)やミサイル防衛用迎撃ミサイルなど、一部分で宇宙を飛行するミサイルを含まないように配慮している。これは米国への配慮、中ロ自身の利益の擁護、現状より事態が悪化することをまず防止しようという現実的アプローチ、などの結果と理解できるが、このことの妥当性が十分に議論されなければならない。

6 新条約案において一気の解決は難しいであろうが、根本的な問題を指摘しておく必要がある。それは、前文において「平和目的のために宇宙空間を自由に探査し利用する権利を強調し」ているわけであるが、宇宙利用の現状が平和目的と言えるかどうかという問題である。軍事偵察衛星や軍事通信衛星は現在ほとんどの国家が利用している。通信の一部は、核攻撃を含む軍事攻撃の命令や標的へのミサイル誘導のために用いられる。このような宇宙利用は、控え目にも「平和目的」とは言えないであろう。新条約は、少なくともこのような問題の所在を明らかにすべきであろう。

いずれにしても、宇宙の平和利用について国際的なコンセンサスはまだ存在していない。したがって、何を禁止するかという問題と、どのような優先順位で禁止するかという問題が真剣に議論されなければならない。

本誌ですでに論じたように²、米国は06年8月に策定した「国家宇宙政策」において、「宇宙へのアクセスや利用を禁止あるいは制限しようとする新たな法体制や他の規制を設けることに反対する」と述べ、国防長官の任務として「宇宙での活動の自由を確保するため、また命令があれば、そのような活動の自由を敵に与えないよう、能力、計画、選択肢を開発する」と述べている。

CDにおいて新宇宙条約案について実りある議論を生むために先ず障害となるのは、このような米国の宇宙独占

の野心であろう。人類にとって宇宙全体のエコロジーを視野に入れなければならない時代において、新しい質の議論の形成が求められている。NGOを中心とする国際世論が決定的な役割を果たすことによって、CDに新風を吹き込まなければならない。(梅林宏道、湯浅一郎)

注

1 本誌168-9号(2002年8月15日)に訳文。

2 本誌274号(2007年2月15日)

資料

宇宙空間における兵器の配置と、宇宙空間の物体に対する武力の威嚇または行使の防止に関する条約(案)

本条約の締約国は、宇宙空間が人類の将来の発展にますます大きな役割を果たすことを再確認し、平和目的のために宇宙空間を自由に探査し利用する権利を強調し、

宇宙空間が軍事的対決の場となることを阻止し、宇宙空間の安全及び宇宙空間の物体の安全な運搬を確保していくことに関心をもち、

宇宙空間での兵器の配置や軍備競争の防止が、国際的平和と安全に対する重大な危険の回避につながることを認識し、

宇宙空間を、いかなる種類の兵器も配置されない領域として維持することを願望し、

二国間協定を含む、宇宙空間に関連する既存の軍備管理・軍縮協定や、宇宙空間の利用に関する既存の法体制は、それらが宇宙空間での兵器の配置や軍備競争を効果的に防止するには至っていないにせよ、宇宙空間を探査し、宇宙空間での活動を規制するうえで肯定的な役割を担っており、それらは厳格に遵守されるべきであることに留意し、

国連総会決議「宇宙空間における軍備競争の防止」を想起し、とりわけこの決議において、宇宙空間における軍備競争の防止に向けた効果的かつ検証可能な二国間及び多国間協定を追求するさらなる措置の検討が必要であるとの確信が表明されたことを想起し、

次の通り協定した。

第1条

この条約の適用上、

a) 宇宙空間とは、地球の海面から高度約100km以上にある空間を意味する。

b) 宇宙空間の物体とは、宇宙空間での運転に向けて設計された装置で、いずれかの天体の周回軌道に向けて発射されたか、いずれかの天体の周回軌道上にあるか、地球以外のいずれかの天体上にあるか、いずれかの天体の周回軌道上から離れてその天体に向かってるか、あるいは、いずれかの天体から別の天体に向け移動中であるか、あるいはその他の手段によって宇宙空間に配置されたものを意味する。

c) 宇宙空間の兵器とは、宇宙空間に配置された装置であって、物理的原理に基づき、宇宙空間、地球上、あるいは地球大気中に

ある物体の正常な機能を除去したり、破壊したり中断する目的のために、また、住民や人類の生存に欠かせない生物圏の構成要素を抹消したり損害を与えたりする目的のために、特別に製造あるいは改造されたものを意味する。

d) 兵器の宇宙空間への「配置」とは、兵器が、地球の軌道を最低一周するか、軌道を外れる前にこのような軌道の一部を飛行するか、あるいは宇宙空間のどこかに永久的に設置されたとき、宇宙空間に「配置」されたことみなされる。

e) 武力の行使あるいは「武力の威嚇」とは、宇宙空間の物体に対する敵対行為を意味する。とりわけ、宇宙空間の物体の破壊、損傷、正常な機能の一時的あるいは永久的な損傷、物体の軌道パラメーターの故意の変更、あるいはこれらの行為の威嚇などが含まれる。

第2条

締約国は、いかなる種類の兵器であれ兵器を運搬する物体を地球の周回軌道上に配置しないこと、天体にそのような兵器を設置しないこと、他のいかなる態様であれ宇宙空間にそのような兵器を配置しないこと、また、宇宙空間の物体に対して武力による威嚇や行使の手段をとらないこと、他の国家や、国家グループや、国際機関が、この条約によって禁止された活動に参加することを支援したり奨励したりしないこと、を約束する。

第3条

各条約締約国は、自国の領域内、またはその管轄及び管理の範囲内にある他のあらゆる場所において、この条約の禁ずる活動が行われることを防ぐべく、必要な措置を講じなければならない。

第4条

この条約のいかなる条項も、国際法に合致して、平和目的のために宇宙空間を探査し利用するという国家の権利を妨げるものと解釈されてはならない。国際法には国連憲章及び宇宙条約が含まれるがそれに限定されない。

第5条

この条約のいかなる条項も、国連憲章第51条に合致して、締約国が自衛のための主権を發動することを妨げるものと解釈されてはならない。

第6条

締約国は、条約規定の遵守に関する確信

を高めるために、また、宇宙空間での活動の透明性や信頼醸成を促進するために、別段の合意がなされない限り、合意された信頼醸成措置を自発的に実施しなければならない。

条約遵守に関する検証措置については、追加議定書で定めることができる。

第7条

この条約の規定の適用や解釈に関して、締約国間で紛争が発生したときには、当事国はまず、交渉や協力を通じて紛争解決に向けた協議を行わなければならない。

協議後も当事国が合意に至らないときには、関連議論を提出するとともに、発生した紛争を執行機関に付託することができる。

各締約国は、発生した紛争を解決していく上で、執行機関と協力しなければならない。

第8条

この条約の目的及び規定の履行を促進するために、締約国は条約の執行機関を設立しなければならない。執行機関は、以下のことを行う。

a) ある締約国が条約違反をしているとの疑惑が持ち上がったとして、その疑惑に関する質疑が締約国ないし締約国グループから提出されたときに、これを受理し検討する。

b) 締約国が義務遵守に関してとった措置を検討する。

c) 締約国による条約違反に関連する疑惑が持ち上がったときに、この疑惑の解決に向けて締約国間の協議の場を設定し実施する。

d) 締約国による条約違反を終わらせるための措置を講じる。

条約の執行機関の名称、地位、具体的な任務や作業形態については、条約の追加議定書によって定められるものとする。

第9条

国際的な政府間組織は条約に参加できる。それら組織の参加に関する別の形態や様式を定めた条約規定は、条約の追加議定書によって定められるものとする。

第10条 改正(略)

第11条 期限・脱退(略)

第12条 署名・批准(略)

第13条 効力発生(略)

第14条 正文(略)

(訳:ピースデポ)

www.reachingcriticalwill.org/political/cd/papers08/1session/Feb12%20Draft%20PPWT.pdf

怨念と挑発と執念と

07年12月3日、米情報機関の機密報告書は「イランは核兵器開発を03年秋から停止していた」と伝えていたことが公表された。イランの核は核兵器製造が目的であることは疑いない、とごく最近まで主張していたブッシュ政権にとって、その根拠を打ち砕くに等しいものであった。

03年秋と聞くと、当時、欧州の知人からもたらされていた或る情報が蘇ってくる。同年5月にイラン穏健改革派のハタミ大統領が、密かに米政府あてに呼びかけたとされる提案の内容である。前年の1月にブッシュ大統領がイランを「悪の枢軸」と名指したのに対して、ハタミ大統領は親書を送り、イランが核問題について全面的に国際原子力機関（IAEA）へ協力する用意があること、また初めてイスラエルとパレスチナの共存を承認してもよい、とする大胆な条件を提示したというのだ。米國務省はその取り扱いについて検討したものの、結局ライス國務長官がこれを握りつぶすことにしてしまった。従ってこの件は公に報道されることもなく、主に米側情報に依存している日本のメディアは知る由もなかった（後年、某テレビ局がスクープとして一度だけ触れたことがあった）因みに当時のイランでは、ウラン濃縮用の遠心分離機がまだ164台を数える程度であった。

翌04年には核をめぐる今度はEUとイランの間で建設的な交渉が持たれた。イランが核開発を凍結する代わりに、米国およびイスラエルがイランを攻撃しないことを約束する、というものであった。しかしこの件についても米国からの強い圧力が加えられ、EUも断念せざるを得なかったとされている。これら一連の西側に対するハタミ外交の失敗が、イランの保守系指導者たちの目には妥協的すぎると映ったのであろう。05年6月には最強硬派のアフマディネジャド大統領を選出し、「核の平和利用は国家主権」と主張して米国との対決姿勢を高める一方

となった。

それにつけても米国はなぜこうもイランを目の敵としてきたのであろうか。そこには2つの理由があると思う。1つは両国の歴史的因縁である。米国の言いなりであったパーレビ国王の60年代、米国はイランへの積極的な核開発支援や武器売り渡しを行っている。ところが79年2月にホメイニ師によるイスラム革命が成立し、同年11月にはテヘランの米大使館占拠事件が発生した。米国は80年4月にイランとの国交を断絶する。占拠人質事件は米国に大きい屈辱感を与え、その遺恨がイラン・イラク戦争時にイラクのフセイン大統領への過剰な肩入れとなり、84年のイランのテロ支援国家指定へとつながったのであろう。

その意味からすればアフマディネジャド大統領の登場と、その挑戦的言動の数々は米国にとってむしろイラン叩きの好機であったに違いない。国際世論を味方に米国はイランに対して2回の金融制裁や2回の国連安保理における制裁決議を成立させるのに成功したからだ。

米国とイラン対立の第2の原因として見逃せないのは、陰の主役ともいべきイスラエルの存在である。イスラエルにとって中東における最大の脅威であったイラクのフセイン政権は消滅し、残る脅威は大国イランのみと言ってよい。そこで活躍するのが「イスラエル・ロビー」である（ミアシャイマー・ウォルト共著：イスラエル・ロビーとアメリカの外交政策1・11 講談社版参照）豊かな資金と動員力を用いて米議会の外交政策を動かす、学者やジャーナリストの世界に根を張って「敵対的なイランに代表されるアラブに取り囲まれたユダヤのダヴィデ」のイメージを演出し、イランの中の良識的な声さえかき消しさせてしまう。その点にもイラン問題解決の難しさが倍増されているのではないのか。



特別連載エッセー 27

つちやま ひでお
1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学長。過去3回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの実行委員長。

被爆地の一角から

土山秀夫

（題字も）



写真:今井明

与野党議員から前向きな発言が相次ぐ

2月23日、ピースデポは、日本平和学会の後援を受け、シンポジウム「北東アジア非核兵器地帯の可能性」を都内で開催した。第2部「議員フォーラム」には、核軍縮に関心を持つ超党派の国会議員ネットワーク「核軍縮・不拡散議員連盟(PNND)・日本」(52名の議員が参加)から各党の議員が参加した。発言順に、赤松正雄(公明党)、猪口邦子(自由民主党)、阿部知子(社会民主党)、井上哲士(日本共産党)、平岡秀夫(民主党)の5名である(赤松、猪口両氏は途中退席)。コーディネーターを田巻一彦(ピースデポ理事)が務めた。以下は各議員の発言要旨である(文責は編集部)。

「理想」をいかに「現実」に近づけるかが課題

赤松正雄(公明党):湾岸戦争以降、今日までの日本の国際安全保障の分野で、公明党は重要な役割を果たしてきたと自負している。とりわけ平和維持活動(PKO)を日本のなかに定着させる上で、公明党が力を発揮してきたことに異論はないのではないか。現在においては、紛争地域での平和構築で活動する人材育成などの分野にも力を注いでいる。

北東アジア非核兵器地帯構想に関連しては、「理想」をどのように今の日本の政治や国際政治の「現実」に近づけていくのか、というのが非常に大事なテーマであると考えている。あまり認知されていないが、公明党は「新非核三原則」(「作らせず、持たせず、使わせず」)を提案している。これは、自製の念として自国の姿勢を示すのみならず、他国に対する働きかけの側面を持たせることが大事である、との考えに基づいたものだ。広島市の方針のなかにも取り入れられたと聞く。だが、「理想論」としてあまり関心を持たれておらず、残念に思っている。ピースデポのスリー・プラス・スリー構想については、いいのではないか、と思う。

北朝鮮のNPT復帰が<3+3>案実現への第一歩

猪口邦子(自由民主党):スリー・プラス・スリー構想は、非常に結構な考え方だと思う。現実的であり、その枠のなかで追求して当然のことと考える。ただ、韓国・日本・北朝鮮の3か国が核兵器を持たず、一方で中国、ロシア、アメリカの核兵器が不問とされるというのはNPTの差別構造そのままではないか。核兵器国の核軍縮義務を強調する文言を追加するなどの工夫が必要と考える。

北朝鮮が、核兵器及び核施設の完全かつ不可逆的な廃棄を行い、非核兵器国としてNPTに復帰することで、スリー・プラス・スリーの具体的な一歩が踏み出せるだろう。

広島、長崎を抱く国として、核軍縮の旗を掲げ続ける役割がある。被爆国としての最大の強みは被害を訴えること、声をあげていくことにあると思う。ところが核兵器の分野だけではなく国際的に受け止めてもらえない。そこで、対人地雷、小型武器などの被害者が声をあげる活動を行っていくことにより、サバイバーの訴える内容には皆が襟を正して聞くという慣習を国際社会に

作っていく方法が有効と考えた。軍縮大使、議員としての活動を通じてこれを進めてきた。

最近の展開として、河野洋平衆議院議長が主催する「G8議長サミット」の広島開催が決定したことを報告したい。ペロシ米下院議長も広島訪問を希望しており「声をあげる」運動につながる機会となるだろう。

核軍縮で言えば、核分裂性物質生産禁止条約(FMCT、カットオフ条約)の交渉妥結に向けた国際圧力を強めていくべきと考える。NPT非加盟の核兵器保有国も対象とした、平等な核軍縮・不拡散条約を締結することが必要だろう。

ポスト米一国主義の平和戦略を

阿部知子(社会民主党):日本の外交が見えない。1月に民主党の岡田議員、平岡議員とともにインドを訪問した。米印原子力協定が現実に進んでおりこのままではNPTそのものが内部崩壊する、という現実にもかかわらず、国会審議は進んでいない。米国の一極支配が終わろうとするなか、新たにどういう世界秩序ができていくのか。核の問題を含め、共通の安全保障はどうなるのか。核の問題は、政党や主義主張を問わない人類の課題である。唯一の被爆国と言っている日本が政治のリーダーシップをとれないことに暗澹たる気持ちである。今の日本の政治状況は、本質を見抜けないなかに漂っているように思う。

横須賀の原子力空母問題で、2年ほど前に米国に行き、国防総省や国務省の関係者に会ってきた。米軍事委員会のメンバーにもアプローチを試みた。日米の議員交流はほとんど行われていない。米国の議員の多くが被爆の実相も知らないし、日本の「思いやり予算」のことも知らない。これからの時代において、議員間外交はいっそう重要になるだろう。

中国、インドとの関係の問題も含めて、グローバルに全体を見越したなかに平和戦略を位置づけていくような力量が問われる政治の時代だと思う。ちなみに社民党は2001年に北東アジア非核兵器地帯構想についてペーパーを発表している。

核抑止力を否定し、日本独自のイニシアティブを

井上哲士(日本共産党):2度にわたって発表されたキッシン

ジャー氏らの論文が大きな波紋を呼んでいるが、オルブライト、コーエン、マクナマラなど歴代の米国務長官や国防長官らの賛同が得られたことが重要な点と考える。米国内で生まれたこうした大きな変化に着目しつつ、北東アジア非核兵器地帯を作っていくうえで、議会としても何をしていくか、政府に何を迫っていくかが大事だ。6か国協議がしっかり進展するための努力を日本が行うことがまず一点。核問題の解決は拉致問題の前進にも繋がる。二点目は、日本自身が核の傘から脱却していくことである。米国の北朝鮮に対し、核兵器の使用や威嚇を行わないとの安全の保証を供与しようとしたことに日本はクレームさえつけている。キッシンジャー氏らの論文のなかでも、核抑止力論は間違いだった、核兵器廃絶は非現実だと自分たちは思ってきたがこちらのほうが現実的であったと結論付けられている。日本政府は、核抑止力にしがみつく政策からの脱却を目指し、その上で日本にしかできないイニシアティブをとるべき。就任以来、福田総理自身の核兵器問題での見解はあまり正面から問われていない。こうしたことも含めて、新しい国際情勢の動きのなかで、日本政府が唯一の被爆国としてどうイニシアティブを発揮するのか、国会で大いに迫って行きたい。

民主党「北東アジア非核兵器条約」案の起草進む

平岡秀夫(民主党):我々の進むべき道は、地域的な集団的安全保障、北東アジアにおいてはヨーロッパ共同体のような地域安全保障の考え方にに基づいたものであるべき、と考える。

2006年8月に民主党の「核軍縮促進議員連盟」(代表:岡田克也、事務局長:平岡秀夫)が設立した。現在、50名弱の議員が参加している。行動力のある議連と自負している。

現在、民主党は、北東アジア非核兵器地帯条約案の策定に向けた準備を進めている。昨年6月に梅林代表からのブリーフィングを受け、その後いろいろな資料を収集して案を作成している。何回かの議論を経て、現在、条約案に対する意見を識者に求めている段階であるが、しかるべきときに正式な組織に持っていきたいと考えている。この条約案は、基本的には<3+3>案をベースとしているが、議定書は仏英両国にも署名開放されている。

条約を実現していくにあたっては、6か国協議との関係が非常に難しい問題である。6か国協議のめざす核施設の無力化や解体が実現することが、この条約に加入する前提条件となるだろう。それから、ピースデポ案にあるように、地域内国家にある米軍事施設についても当然に対象とすること、それから日本の非核三原則を北東アジアに広げていく形の中身も必要であると考えている。また、被爆体験の継承や核軍縮教育といった側面も、他の条約にないものとして、ぜひ実現していきたい。

コーディネーター:ピースデポの<3+3>案に対する見解は。

井上:ひとつの現実的提案と思う。条約の枠組みが先行し、広がることによって、各国のいろいろな動きを伴っていくのだろうと思うが、現実には日本の目前で朝鮮半島の非核化をどうするか、という問題がある。

阿部:2001年に土井さんが提案した構想は、非核地位を宣言しているモンゴルも入れた4か国だった。核問題を本当に時代の要請をするためには、<3+3>という枠を超えて、モンゴルを入れた4か国の非核地帯という方がむしろ現実味があるのでは、と思う。

コーディネーター:原子力の平和利用に関してどうとらえるか。「非核兵器地帯条約」なのか、それとも「非核地帯条約」か。

平岡:意見の集約が難しいこともあり、民主党案では、ピースデポ案と同じく、各国の平和利用の権利を害さない、としている。

井上:国民的合意から行ってもハードルが違う問題となり、さまざまな論点が出てくる。今は、「核兵器の廃絶」という皆が一致できるところを進めていくことが必要では。

阿部:社民党としては、「非核」というときは核兵器のみならず、原子力の平和利用も段階的になくしていこうという姿勢である。現実的な観点から条約にはあえて非軍事利用の権利は入れておいてもよい。逆に言えば、柏崎の事故等々を見ても明らかなように、危険性の高い原子力というのはいずれ淘汰されるというか、そういう運命を背負っているように思う。

コーディネーター:北東アジア非核兵器地帯は日米安保条約と両立するか。

阿部:長年の党の方針との関係もある。答えを留保したい。

井上:理屈では可能であるが、現実には困難ではないか。

平岡:アジアの安全保障において、米国にどのような制約の中で役割を果たさせるか、という問題になる。日本がこうしてほしいんだ、と主張することによって、日米安保との両立は可能と考える。



赤松正雄氏



猪口邦子氏



阿部知子氏



井上哲士氏



平岡秀夫氏

写真:今井明

条件付賛成と反対の狭間で 揺れる先住民チャモロの心

根底に「非自治的地位」への不信と不満

グアム政府知事公室のホームページに、海兵隊グアム移転に関する世論調査のウィンドウがあり電子投票結果がアップデートされている。3月11日現在の投票結果は、賛成69.3%、反対27.6%、意見なし3.1%。投票総数は906である。これを見る限り、グアム住民は海兵隊を歓迎しているかのように見える。しかし投票総数がグアムの総人口17万人の0.5%に過ぎないことはさておくとしても、この調査結果にはトリックがある。これは次の設問に対する答えである。「日本は海兵隊のグアム移転のために60億ドルを負担する計画です。あなたは、この移転に賛成ですか?」

日本の費用負担公約が、グアム現地においてどのように宣伝され、世論を誘導するための誘因として活用されているのかをこの調査は語っている。たしかに、90年代の基地閉鎖によって少なからぬダメージを被った地域社会、とりわけ企業家たちにとって日本の60億ドルへの熱い期待が高まっていることは容易に想像できる。

しかし、およそ7対3の賛成比率を見て、グアムの一般庶民が今回の軍増強に諸手を上げて賛成していると考えてはならない。住民、とりわけ人口の3分の1を占める先住民チャモロの心に潜んでいるのは「賛成・反対」の二分法で割り切ることのできない、複雑な感情である。

07年8月の公聴会

住民の中にある、複雑な感情を垣間見ることができる一つの公文書がある。米下院の「天然資源委員会・島嶼問題小委員会」が07年8月13日にグアム現地で開いた「グアムにおける軍増強と地域社会の課題」と題された公聴会の議事録がそれである。この公聴会において軍誘致を先導してきたカマチョ知事が、グアムの頭越しになされた日米合意「基地のフェンスの外」でのインフラ投資への不満と不安を初めて公にしたことは、本連載の第3回(第29・5・6号)で紹介したとおりである。

この公聴会では、カマチョ知事の他に以下のグアム社会のオピニオン・リーダー8人が証言に立った。ジュディス・T・ウォン・パット(先住民リーダー)、メリッサ・サバラス(デディード村長)、シモン・サンチェス(ユースティティ強化委員会委員長)、ホープ・クリストパール(前グアム議会議員)、ベニー・P・サン・ニコラス(グアム土壌水質保全地域代表)、スティーブン・ルーダー(グアム商工会議所会長)、トリナ・レベラー(グアム自然管理委員会)、ジョン・ロバートソン(グアム政府軍事及び労働委員長)。

8人のうち7人は基本的に軍増強に賛成するとしながら、それぞれの立場から深刻な懸念や不安を語った。

条件付賛成論

先住民チャモロのリーダーとして証言したパットは、軍増強と同時に、あるいはそれに先んじて必要なこととして、チャモロの自己決定権行使(そこには大統領選挙を含む連邦レベルの参政権の拡大が含まれる)を議会が支援することを求めると同時に、これを機に1941年から44年までの日本統治下(日本はグアムを「大宮島」と呼んだ)における戦争補償請求権問題を早急に解決するよう求めた。

第2次世界大戦当時、グアム住民の多数を占めていたチャモロは、米国法に従い米政府への忠誠を表明していたことから日本占領下では敵性外国人として処遇され、虐殺や拷問、財産の強奪を含む迫害にさらされていた。また、米軍によるグアム奪還作戦(44年7月)の戦闘に巻き込まれた犠牲者も多い。しかし、米国がサンフランシスコ講和条約によって請求権を放棄したため、日本への戦時賠償請求が宙に浮いたまま時が経過した。

2002年に米議会に設置された「グアム戦争補償再調査委員会」が戦争被害に対する適正な補償が合衆国政府の「道義的責任」であると結論づけたが、実際には戦争被害の実態調査にとどまり具体的な補償は行われていない。

パットは、政治的権利の回復と戦争補償こそが軍増強への積極的協力への見返りとして与えられるべきであると主張した。

明確な反対論

これらの証言者の中で、ただ一人きっぱりと海兵隊移転



= 軍増強への反対論を展開したのが、前グアム議会議員のホープ・クリストバールであった。公聴会で配布された証言原稿の部分訳を下の囲みに示す。議員退職後も先住民の権利回復のための活動に携わってきたクリストバールは、米政府の対グアム政策を「植民地支配」と断じ、軍増強は住民の植民地的隷属を深めるばかりだとして、先住民の自己決定の機会を強く求めている。

軍増強に「反対しない」/パットと明確に反対するクリストバールの間にあるのは「白か黒か」の二分法では片付けられない差異である。7割が賛成、3割が反対という世論調査

結果の背後には、歴史的に形成された複雑な感情の「グラデーション」が存在している。

日本の私たちがしてはいけないのが「グアムの人々は海兵隊を歓迎している」と単純に判断することであることは間違いない。(田巻一彦)

注

1 www.guamgovernor.net/

2 resourcescommittee.house.gov/index.php?option=com_jcalpro&Itemid=32&extmode=view&extid=88

米国よ、チャモロの声を聞け

(部分訳・タイトルは編集部)

ホープ・A・クリストバール(前グアム議会議員)

07年8月13日

米議会「天然資源委員会・島嶼問題小委員会」公聴会(グアム)における証言

(前略)

過去30年以上にわたり、グアムで議会公聴会が開かれたことはない。加えて、今日の公聴会も出席者も極めて限定され制限されている。これらは、議会が当事者である人々をどのように考えているのかを如実に語っている。これが、歴史に立ち会ってきたものとしての私の感想だ。すなわち、あなた方(訳注:公聴会に出席した議員たち)は、我々に対する敬意も払わず、十分な時間も与えないで、人々の声に耳を塞ごうとしている。

我々の生命と国土に関する一方的な決定によって我々の人権が永久に否定されようとしていることを、知ってほしい。この公聴会は、21世紀の米植民地における、民主主義の建前と現実の不一致を胸に刻む場である。

委員長。グアムは今日もまだ、米国の植民地である。グアムは、国際的基準から言えば「非自治的領域」であり、米憲法の枠組みの下では「未編入領土」と呼ばれる。

私たちは、「領有地」、「資産」あるいは「植民地」といった不名誉なレッテルを貼られ、ひたすら現状維持のみを願う連邦議員たちによって、捻じ曲げられた解釈による連邦法や諸規則の適用の矢面に立たされている。こうした過程の中で、米国憲法、ハーグ陸戦規程(1899年)及び国連憲章が示す「先住民の人権及び政治的地位」をグアムに提供する議会の権限と責任は消滅してきた。

つい3日前、「バリエント・シールド演習」中に起こったロシアの爆撃機との遭遇に際して、国防総省のスポークスマンはグアムを「合衆国の資産」と呼んだ。チェイニー副大統領が、グアムに駐留する軍部隊に指して、「合衆国の街角で戦う必要のない」部隊であると発言したのも最近のことである。

1945年11月25日のマリアナ海軍司令官・G.D.マレー中將の秘密メモは、グアムは軍事的価値があるゆえに軍が支配するということこそが米国の真の狙いであることを明ら

かにしている。この3ページに及ぶメモは、海軍がグアム及び西太平洋の島々を支配することを勧告している。

米国の軍事的利益が、グアム住民の利益より優先されていることは疑いの余地がない。より端的に言えば、土地の強制的収用の意図こそが、我々の島を軍事化しようという国防総省の計画の本質である。

1. グアムは米西戦争の結果、その軍事的、戦略的価値ゆえに米国によって獲得された。
2. その結果グアムにもたらされたのは、植民地、すなわち島嶼法(1901-22)の言う「合衆国に属さない領有地」という地位である。
3. 第2次世界大戦中及び戦後において、グアムの価値は再び悪意をもって解釈された。広大な土地が奪われ、一方的な処分・整理が行われた(1950年「グアム組織法」)。
4. 国連憲章によれば、グアムは「非自治的領域」である。
5. 議会その他の機関は、グアムの基本的な植民地状態を変えるために何もしてこなかった。1950年の「グアム組織法」はグアムが領有地であることを再確認し、国連憲章の上では、引き続き非自治的領域とされた。
6. 軍がグアムをどのように使うのかという最近の議論は、グアムでなされたわけでも、グアムによってなされたものでもなく、グアムと住民を所有する人々によってなされた決定の中での議論である。

新植民地主義的政策と「未編入領土・グアム」の土台を掘り崩す周到な企てによって、我々の土地は、軍のための補給システム、核兵器の貯蔵場所、原子力艦の母港、宇宙戦争技術の拠点とされてきた。この島の軍事化は、住民の健康と福祉に甚大な悪影響をもたらしてきた。

議員諸氏及び議長に最大限の敬意を表しつつ申し上げたい。グアム住民の声は、軍

備委員会に属し、そこでの投票権を有する議員によって聴取されねばならない。アンダーセン空軍基地における情報・偵察・哨戒及び攻撃能力と海軍の増強に関する環境影響評価(EIS)がすでに始まっている。我々はこれにとどまらず、増強計画によって必然的に引き起こされる社会・経済的影響、継続し蓄積される影響、関連する行為の影響を含めた包括的な環境影響評価の必要性を繰り返し強調したい。排他的経済水域(EEZ)及び沿岸水域における劣化ウラン及び核兵器に関する情報、具体的な環境関連情報を確認する手立てを、形式的ではない「当該行為を行わない」という選択肢(訳注:米環境政策法・NEPAに基づく環境影響評価には、この選択肢を示すことが義務付けられている)とともに、人々に時宜を逸さずに知らせることを要求する。

植民地的関係の下で、数千人の新しい住民と軍事資産が置かれることが、この小さな島の社会にもたらす影響は明白である。そして、このような軍人と軍資産の流入は、植民地の独立に関する国連決議と施政権国としての米国の義務への違反である。2006年1月18日の国連行動計画は「施政権国は、非自治的領域を軍事基地、軍事施設として利用することを慎まなければならない」と定めている。

我々は、グアム住民が、今回の軍増強計画に関する連邦政府の検討過程から排除されていることに強く反対する。そして植民地下にあるグアム住民に情報が提供され、住民がこの軍増強を欲するの可否かを明示的に決定できるような、現在とは別のプロセスを要求する。

死活的に重要なのは、米軍の計画に関連する決定プロセスが、非自治的領域に住む従属的存在でありつつ、自己決定と民族的アイデンティティという奪うことのできない権利のために闘うグアムの人々の視点から構築されることである。これが合衆国議会の決定の指導原理とされなければならない。これは、我々が受け入れることのできる最低の条件である。

最後に旧いチャモロの格言を伝えたい。
"Isaona l tumungo' ya ha sedi, ki ayoy i mismo umisagui hao"="自らに対する不正義を許すことほど大きな罪はない"(訳:ピースデポ)

日誌

2008 2 6 ~ 3 5

作成: 氷熊克哉、塚田晋一郎

IAEA = 国際原子力機関 / MD = ミサイル防衛 / SM-3 = スタンダードミサイル3

2月6日 上院外交委員会の公聴会でヒル米国防次官補、北朝鮮テロ支援国家指定解除と日本人拉致問題を区別する方針を表明。

2月6日 ロシコフ露外務次官、イランの宇宙ロケット発射(2月4日)に強い懸念を表明。

2月10日 岩国市長選、前自民党衆議院議員の福田良彦氏が井原勝介前市長を破り当選。

2月11日 イラン革命記念日の演説でアフマディネジャド大統領、人工衛星搭載ロケットを今夏までに打ち上げる計画を公表。

2月12日 ジュネーブ軍縮会議でラブロフ露外相、宇宙兵器配備を禁止する条約案を中国とともに提出。(本号参照)

2月12日付 露爆撃機Tu-95、4機、伊豆諸島南部海上で訓練中の米原子力空母ニミッツの上空を低空飛行。

2月18日 パキスタンで総選挙。現職ムシャラフ大統領の与党イスラム教徒連盟クアイディアザム派が大敗。

2月18日 原爆症訴訟基準の見直し問題について、厚生労働省、集団訴訟の原告・弁護団と日本被団協と定期協議の初会合。

2月19日 海自イージス艦「あたご」房総半島沖でマクロはえ縄漁船「清徳丸」に衝突。漁船にいた2人の父子が行方不明。

2月20日 米海軍巡洋艦レイク・エリー、制御不能で落下中の米偵察衛星をSM-3ミサイルで撃墜。米国防総省が発表。(本号参照)

2月21日 米英独、イランに対する制裁強化決議案を国連安全保障理事会各国に提示。

2月21日 ヒル米国防次官補と育木アジア大洋州局長が外務省で会談。

2月22日 クラスタ爆弾ウェリントン会議で、今年中に条約を作ると約束した政治宣言に英・独・仏・伊・日が署名。

2月22日 IAEA、イラン核開発に関する報告

編集体制変更のお知らせ

今号から次の新編集体制でお届けします。

主筆 梅林宏道

編集責任者 湯浅一郎、田巻一彦

さらに質の高い紙面作りを励んで参りますので、よろしくお願ひいたします。

書を理事国に配付。新型遠心分離機が存在やウラン濃縮活動の継続を指摘。

2月22日 北朝鮮、無能力化の対象である寧辺の核施設を外国メディアに初公開。

2月25日 昨年の大統領選挙で当選した韓国の李明博氏、新大統領に就任。

2月26日 ニューヨーク・フィルハーモニック、東平壤大劇場で初の北朝鮮公演。

2月27日 訪日中のライス米国防省長官、福田首相、高村外相と会談。

2月27日 ゲーツ米国防長官、訪問先のインドで会見。印によるMD導入について米印が協議を開始したことが明らかに。

3月2日 ロシアの大統領選挙で、メドベージェフ第1副首相が圧勝。第3代ロシア大統領へ。

3月2日 米韓合同軍事演習「キー・リゾルブ」が韓国南部で開始。7日まで。

3月3日 国連安全保障理事会、米英独が提出したイランに対する3度目の制裁強化決議案を賛成14反対1で採択。

3月3日 米国防総省、08年版「中国の軍事力にかんする報告書」を発表。衛星を妨害する兵器開発に着手したことなどを指摘。

3月4日 IAEA理事会でエルパラダイ事務局長、北朝鮮による「核施設無能力化」は全体の2割を超えたばかりと表明。

3月4日付 米、作戦の支障になるとの理由でクラスタ爆弾禁止条約案を拒否する主旨の書簡を20か国に送っていたことが明らかに。

3月5日 全人代第11期第1回会議、北京の人民大会堂で開幕。約6兆円の国防予算案、実質その2~3倍の隠し予算との疑惑。

沖縄

2月7日 普天間移設措置協議会で、町村官房長官が沖合修正に公式な場で初めて言及。

2月7日 日米政府、日米合同委員会で陸自第一混成団(那覇市)によるキャンプ・ハンセンの共同使用を合意。3月中旬にも共同使用開始。

2月8日 石破防衛相、再編計画を受け入れない自治体には交付金を支給しない路線の修正を示唆。普天間移設に関連して。

2月10日 米議会調査局、報告書「変容する米日同盟 米国の利益への影響」をまとめる。普天間移設進展状況が更に失速する可能性に言及。

2月10日 沖縄市北谷町で海兵隊員による女子中学生暴行事件発生。11日逮捕。12日送検。

2月13日 シーファーズ駐日米大使、ライト在日米軍司令官が異例の来沖。知事に謝罪、被害少女への謝意表明。兵員教育プログラム見直し示す。

2月14日 県議会「在沖米海兵隊員による少女暴行事件に関する抗議決議」を全会一致可決。

2月18日 名護市辺野古の民家に酒に酔った海兵隊員が侵入。名護署が現行犯逮捕。

2月18日 県、「米軍人等犯罪防止策に関する検討会議」を設置。初会合。

2月18日 米原潜ジェファーソンシティがハワイ

冬季カンパ

合計459,000円、ありがとうございました。

皆さまから、目標額(30万円)を大幅に超えるカンパをいただきました。ご理解とご協力に感謝いたします。

(ピースデポ一同)

トビーチに寄港。

2月20日 在沖米軍、基地居住者の無期限外出禁止を発表。基地外居住米兵は基地と自宅の移動のみ許可。22日を「反省の日」とする。

2月20日 県町村議会議長会総会が抗議決議を全会一致可決。地位協定見直しなどを要求。

2月21日付 18日ごろ本島中部で米陸軍兵によるフィリピン人女性に対する暴行致傷事件が発生。米軍が身柄を拘束していたことが発覚。

2月22日 高村外相、米兵の基地外居住を認める基準の厳格化を日米で検討することを柱とした再発防止策を発表。

2月26日 嘉手納基地、飛行停止中だったF15戦闘機15機のうち数機が飛行再開と公表。

2月27日 防衛省、07年3月31日現在の全国の米軍関係者の居住者総数を公表。

2月29日 女子中学生暴行容疑で逮捕、送検された米兵が被害者側の告訴取り下げで釈放。身柄は米軍に引き渡され、海兵隊拘留所で拘束。

3月2日 沖縄署、嘉手納基地所属米兵を建造物侵入容疑で逮捕。

3月3日 米軍属と家族の外出禁止措置が解除される。米兵は夜間のみ外出禁止となり、基地内と自宅以外での飲酒を禁止。

3月4日 県、沖縄防衛局に普天間アセスの「書き直し方法書」に対する追加意見を提出。

今号の略語

ASAT = 人工衛星破壊

CD = ジュネーブ軍縮会議

EIS = 環境影響評価

FMCT = 核分裂性物質生産禁止条約、またはカットオフ条約

KKV = 体当たり迎撃体

IAEA = 国際原子力機関

JFCC = 統合機能部門司令部

MD = ミサイル防衛

NEPA = (米) 国家環境政策法

NPT = 核不拡散条約

NRO = (米) 国家偵察局

PAROS = 宇宙空間における軍備競争の防止

SM3 = スタンダードミサイル3

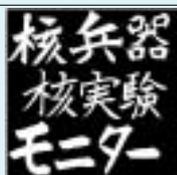
ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス事務局 <office@peacedepot.org> 梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp> 田巻一彦 <QZT04441@nifty.com> 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org> 氷熊克哉 <higuma@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁): 会員の方に付いています。「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願ひます。」誌代切れ、継続願ひます。: 入会または定期購読の更新をお願ひします。メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に 参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ) 中村桂子(ピースデポ) 氷熊克哉(ピースデポ) 湯浅一郎(ピースデポ) 塚田晋一郎 津留佐和子、中村和子、数玲子、梅林宏道